

の規定に基づき、平成26年8月12日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した大原台町内会（旧代表者 清水 弘明）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

1 区域

広島市安佐南区伴東八丁目1番から18番25、26、29、31、32、34、19番から39番、40番（但し、33、34、59-1号、59-2号を除く。）、41番から80番
広島市安佐南区伴東七丁目24番27-1、27-3、27-5、27-7

2 代表者の氏名及び住所

氏名 西村 昌平
住所 広島市安佐南区伴東八丁目55番10号

広島市告示（安佐南区）第70号

平成27年6月29日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように変更しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第11号
- 2 指定年月日 平成27年6月29日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区祇園一丁目の86番2の一部、86番4の一部、88番2、89番2
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m
延長 79.88m

広島市告示（安佐南区）第71号

平成27年6月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年10月18日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した瀬戸内苑団地自治会（旧代表者 大神 和夫）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

1 区域

広島市安佐南区伴東二丁目39番から同50番までの区域

2 事務所

広島市安佐南区伴東二丁目49番2-2号

3 代表者の氏名及び住所

氏名 保田 強
住所 広島市安佐南区伴東二丁目49番2-2号

~~~~~

広島市告示（安佐南区）第72号

平成27年6月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第12号
- 2 指定年月日 平成27年6月30日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区大町西三丁目の1227番1の一部及び1227番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50m  
延長 30.70m

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第64号

平成27年6月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月1日から同月15日まで、安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北4区355号線	安佐北区安佐町大字飯室字横原表532番1地先から安佐北区安佐町大字飯室字横原表510番1地先まで	旧	2.30 ～ 7.80	126.60
			新	2.70 ～ 11.10	

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第65号

平成27年6月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日   |
|-------|------------|--------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北4区355号線 | 安佐北区安佐町大字飯室字横原表532番1地先から安佐北区安佐町大字飯室字横原表510番1地先まで | 平成27年6月1日 |

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第66号

平成27年6月1日
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第67号

平成27年6月1日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口北側駐輪場、可部駅西口南側駐輪場、安芸矢口駅駐輪場、安芸矢口駅前駐輪場、下深川駅北口駐輪場、下深川駅南口駐輪場及び玖村駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年5月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第68号

平成27年6月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年6月2日から同月16日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐北2区625号里道	安佐北区上深川町1088番2地先から同所1089番地先まで
	新	安佐北2区625号里道	安佐北区上深川町1088番2地先から同所1088番5地先まで

広島市告示（安佐北区）第69号

平成27年6月2日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成27年6月2日から同月16日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	水路名	所在（起点及び終点）
水路	K3-F2-H5反庄-25-44号水路	安佐北区上深川町1089番地先から同所1089番地先まで

広島市告示（安佐北区）第70号

平成27年6月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月3日から同月17日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
県道	大林井原線	安佐北区白木町大字井原字多朗丸4654番4地先から安佐北区白木町大字井原字多朗丸4661番2地先まで	旧	2.80 ～ 10.00	107.60
			新	9.15 ～ 14.70	

広島市告示（安佐北区）第71号

平成27年6月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月3日から同月17日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	大林井原線	安佐北区白木町大字井原字多朗丸4654番4地先から安佐北区白木町大字井原字多朗丸4661番2地先まで	平成27年6月3日

広島市告示（安佐北区）第72号

平成27年6月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年10月11日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した名原自治会（代表者 山真 浩次）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字久地2470番地	広島市安佐北区安佐町大字久地2735番地

代表者の氏名住所	山真 浩次 広島市安佐北区安佐町大字久地2470番地	佐々村 修 広島市安佐北区安佐町大字久地2735番地
----------	-------------------------------	-------------------------------

広島市告示(安佐北区)第73号

平成27年6月3日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年10月6日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した三日市町内会(代表者 貞丸 敏夫)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字三田674番地1	広島市安佐北区白木町大字三田139番地
代表者の氏名住所	貞丸 敏夫 広島市安佐北区白木町大字三田674番地1	永井 通晃 広島市安佐北区白木町大字三田139番地

広島市告示(安佐北区)第74号

平成27年6月4日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図面は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1. 指定番号 第1号

2. 指定年月日 平成27年6月4日

3. 道路の位置 広島市安佐北区可部東五丁目346番4, 346番5, 373番2, 378番2

4. 幅員及び延長 幅員 4.10~4.42, 6.70メートル
延長 24.03メートル

広島市告示(安佐北区)第75号

平成27年6月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月11日から同月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
-------	-----	------	-----	----------	----------

市道	安佐北1区117号線	安佐北区白木町大字志路字汗平迫6965番3地先から安佐北区安佐町大字志路字汗平迫6965番1地先まで	旧	4.60 ~ 13.00	17.50
			新	4.60 ~ 13.00	

広島市告示(安佐北区)第76号

平成27年6月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月11日から同月25日まで、安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北1区117号線	安佐北区白木町大字志路字汗平迫6965番3地先から安佐北区白木町大字志路字汗平迫6965番1地先まで	平成27年6月11日

広島市告示(安佐北区)第77号

平成27年6月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月11日から同月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北1区97号線	安佐北区白木町大字井原字日詰667番地先から安佐北区白木町大字井原字日詰667番地先まで	旧	5.40 ~ 6.50	2.40
			新	5.40 ~ 9.30	

広島市告示(安佐北区)第78号

平成27年6月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月11日から同月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北1区97号線	安佐北区白木町大字井原字日詰667番地先から 安佐北区白木町大字井原字日詰667番地先まで	平成27年6月11日

広島市告示(安佐北区)第79号

平成27年6月11日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第2第1項の規定に基づき、平成6年2月14日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した氏之原自治会(代表者 塩見 幸嗣)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
代表者の氏名住所	塩見 幸嗣 広島市安佐北区小河原町113番地14	大西 貴子 広島市安佐北区小河原町1465番地5

広島市告示(安佐北区)第80号

平成27年6月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第2第1項の規定に基づき、平成8年10月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した小野原中自治会(代表者 中村 三郎)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字久地2100番地1	広島市安佐北区安佐町大字久地2265番地2
代表者の氏名住所	中村 三郎 広島市安佐北区安佐町大字久地2100番地1	田村 邦夫 広島市安佐北区安佐町大字久地2265番地2

広島市告示(安佐北区)第81号

平成27年6月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1. 指定番号 第2号
- 2. 指定年月日 平成27年6月22日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部東一丁目1229番地2の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 4.00メートル

広島市告示(安佐北区)第82号

平成27年6月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月23日から同年7月7日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北4区313号線	安佐北区安佐町大字小河内字津ヶ山933番1地先から 安佐北区安佐町大字小河内字津ヶ山933番1地先まで	旧	2.90 ~ 2.95	7.00
			新	4.85 ~ 5.25	

広島市告示(安佐北区)第83号

平成27年6月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月23日から同年7月7日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北4区313号線	安佐北区安佐町大字小河内字津ヶ山933番1地先から 安佐北区安佐町大字小河内字津ヶ山933番1地先まで	平成27年6月23日

広島市告示(安佐北区)第84号

平成27年6月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月23日から同年7月7日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北4区349号線	安佐北区安佐町大字飯室字向田5406番2地先から 安佐北区安佐町大字飯室字向田5406番2地先まで	旧	3.80 ～ 3.90	6.40
			新	3.90 ～ 6.00	

広島市告示(安佐北区)第85号

平成27年6月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月23日から同年7月7日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北4区349号線	安佐北区安佐町大字飯室字向田5406番2地先から 安佐北区安佐町大字飯室字向田5406番2地先まで	平成27年6月23日

広島市告示(安佐北区)第86号

平成27年6月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月23日から同年7月7日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
県道	広島豊平線	安佐北区安佐町大字久地字丸山3624番1地先から 安佐北区安佐町大字久地字丸山3625番3地先まで	旧	12.80 ～ 14.20	9.80
			新	14.20 ～ 47.70	

広島市告示(安佐北区)第87号

平成27年6月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月23日から同年7月7日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	広島豊平線	安佐北区安佐町大字久地字丸山3624番1地先から 安佐北区安佐町大字久地字丸山3625番3地先まで	平成27年6月23日

広島市告示(安佐北区)第88号

平成27年6月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。
その関係図面は、平成27年6月24日から同年7月8日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	水路名	所在(起点及び終点)
水路	K4-F3-V 迫平-10-37号水路	安佐北区可部七丁目572番1地先から 同所567番1地先まで

広島市告示(安佐北区)第89号

平成27年6月24日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年6月24日から同年7月8日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	旧	K4-F3-V 迫平-10-37号水路	安佐北区可部七丁目572番1地先から 同所567番1地先まで
	新	K4-F3-V 迫平-10-37号水路	安佐北区可部七丁目572番1地先から 同所571番1地先まで

広島市告示(安佐北区)第90号

平成27年6月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成5年11月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した筒瀬親和会(代表者 下家 義信)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項 事務所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地3	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬1342番地1

広島市告示(安芸区)第48号

平成27年6月5日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年6月5日から同年6月19日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安芸1区1582号里道	中野四丁目2716番地先から2716番地先まで

広島市告示(安芸区)第49号

平成25年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第50号

平成27年6月9日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、6月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第51号

平成27年6月19日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定に基づき、一定の複数建築物に対する特例を下記の一団地について認定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 一団地の区域

広島市安芸区矢野東二丁目の1-130, 1-153の一部、1-154, 1-155, 1-156及び1-157

2 認定番号

第H27認定通知広島市建70001号

3 認定年月日

平成27年6月19日

広島市告示(安芸区)第52号

平成27年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第53号

平成27年6月22日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、6月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(佐伯区)第82号

平成27年6月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第83号

平成27年6月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月5日から平成27年6月19日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯2区145号線	佐伯区八幡東三丁目376番地3地先から佐伯区八幡東三丁目377番地3地先まで	旧	メートル 3.77 ～ 3.98	メートル 24.20
			新	メートル 4.10 ～ 4.10	メートル 24.20

市道	佐伯2区 145号線	佐伯区八幡東三丁目378番地3地先から 佐伯区八幡東三丁目378番地3地先まで	旧	メートル 3.96 ～ 4.10	メートル 4.50
			新	メートル 4.10 ～ 4.10	メートル 4.50
市道	佐伯2区 166号線	佐伯区八幡東三丁目345番地7地先から 佐伯区八幡東三丁目345番地7地先まで	旧	メートル 4.20 ～ 5.40	メートル 2.50
			新	メートル 4.20 ～ 7.50	メートル 2.50

広島市告示（佐伯区）第84号

平成27年6月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月5日から平成27年6月19日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯2区145号線	佐伯区八幡東三丁目376番地3地先から 佐伯区八幡東三丁目377番地3地先まで	平成27年6月5日
市道	佐伯2区145号線	佐伯区八幡東三丁目378番地3地先から 佐伯区八幡東三丁目378番地3地先まで	平成27年6月5日
市道	佐伯2区166号線	佐伯区八幡東三丁目345番地7地先から 佐伯区八幡東三丁目345番地7地先まで	平成27年6月5日

広島市告示（佐伯区）第85号

平成27年6月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第86号

平成27年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第87号

平成27年6月11日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成27年6月11日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央七丁目1998番5, 2048番1, 2049番1, 2050番1, 2050番2, 2050番12の各一部及び2050番1地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.05メートル～
4.25メートル、
6.05メートル
延長 46.13メートル

広島市告示（佐伯区）第88号

平成27年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第89号

平成27年6月17日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年6月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第90号

平成27年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第91号

平成27年6月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年6月23日から同年7月7日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯4区434号線	佐伯区五日市町大字美鈴園12番地15地先から佐伯区五日市町大字美鈴園12番地9地先まで	旧	メートル 5.50 ～ 7.50	メートル 21.00
			新	メートル 4.50 ～ 5.50	メートル 21.00

広島市告示（佐伯区）第92号

平成27年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第93号

平成27年6月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第94号

平成27年6月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

区告示

広島市中区告示第5号

平成27年6月23日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市中区長 和田厚志

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 10-01

広島市南区告示第9号

平成27年6月2日

自動車臨時運行に関する取扱規則（昭和27年6月30日告示）第2条第5項の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 田原範朗

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-39

広島市南区告示第10号

平成27年6月11日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条例第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原範朗

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
伊藤 浩二	広島市南区宇品御幸四丁目1番20-402号	消除
中村 博文	広島市南区宇品御幸四丁目20番16号	消除
俵 信文	広島市南区宇品御幸五丁目11番20-503号	消除
竹之内 昭男	広島市南区皆実町一丁目19番18号	消除

山下 末博	広島市南区皆実町五丁目7番2号	消 除
-------	-----------------	-----

~~~~~  
**広島市安佐南区告示第2号**  
 平成27年6月12日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安佐南区長 谷 山 勝 彦

(26年度の状況) (安佐南区市民課)

| 国又は地方公共団体の機関の名称    | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                |
|--------------------|--------------|------------|---------------------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成26年12月3日 | 市民課管内全域（沼田、佐東、祇園出張所管内を除く） |

(佐東出張所)

| 国又は地方公共団体の機関の名称    | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--------------------|--------------|-------------|------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成26年12月16日 | 佐東出張所管内    |

(祇園出張所)

| 国又は地方公共団体の機関の名称    | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--------------------|--------------|------------|------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成26年12月1日 | 祇園出張所管内    |

(沼田出張所)

| 国又は地方公共団体の機関の名称    | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--------------------|--------------|-------------|------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成26年12月10日 | 沼田出張所管内    |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

~~~~~  
広島市安佐南区告示第3号
 平成27年6月12日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安佐南区長 谷 山 勝 彦

(26年度の状況) (安佐南区市民課)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本放送協会 会長 梶井 勝人	6月全国視聴率調査	平成26年5月13日	大町東二丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	市民意識に関する国際比較調査	平成26年5月14日	長楽寺一丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成26年5月28日	大町東一丁目・二丁目
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	広島市広域商圏調査	平成26年6月17日	東野二丁目、大町西一丁目、毘沙門台三丁目、安東四丁目、上安三丁目、上安七丁目、相田二丁目、高取南二丁目、長楽寺一丁目、古市三丁目、中筋二丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	環境問題に関する世論調査	平成26年7月15日	大町西一丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成26年7月23日	相田三丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	女性の活躍推進に関する世論調査	平成26年8月14日	古市二丁目
株式会社 ナビット 代表取締役 福井 泰代	市民の社会貢献に関する実態調査	平成26年9月9日	市民課管内全域（沼田、佐東、祇園出張所管内を除く）
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	家計消費状況調査	平成26年11月5日	相田五丁目

(26年度の状況) (安佐南区市民課)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	消費者意識基本調査	平成26年11月13日	中須一丁目
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に係るアンケート調査	平成26年12月4日	高取南一丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	自衛隊・防衛問題に関する世論調査	平成26年12月10日	高取南三丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成26年12月10日	高取南一丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	少子高齢化社会における社会階層と移動に関する全国調査研究	平成27年1月8日	安東四丁目

一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	男女のあり方と社会意識に関する調査	平成27年1月28日	長楽寺一丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	家計消費動向調査	平成27年2月3日	高取南三丁目, 長楽寺三丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「世論」形成と情報利用に関する世論調査	平成27年2月26日	中須二丁目

(26年度の状況)

(佐東出張所)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成26年6月19日	緑井七丁目
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	広島市広域商圏調査	平成26年6月24日	川内四丁目・六丁目 八木三丁目・七丁目 緑井二丁目・七丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	高齢者の日常生活に関する意識調査	平成26年11月11日	川内五丁目
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者調査	平成27年1月15日	川内四丁目
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成27年2月18日	川内五丁目・六丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 戸祭 浩	広島市土砂災害被災地域におけるライフライン情報(生活情報)ニーズ調査	平成27年2月24日	八木四丁目・八丁目 緑井二丁目・六丁目・八丁目

(26年度の状況)

(祇園出張所)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	国民生活に関する世論調査	平成26年5月28日	長東西四丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成26年5月28日	長東西五丁目
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	広島市広域商圏調査	平成26年6月17日	長東三丁目, 長東西三丁目, 東原一丁目, 西原三丁目・八丁目, 山本三丁目・五丁目, 祇園一丁目・七丁目, 山本新町二丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	60代の雇用・生活調査	平成26年6月19日	山本新町二丁目・三丁目

一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成26年7月17日	長東五丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成26年7月23日	山本四丁目・七丁目
株式会社 インテジリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査	平成26年8月19日	東原一丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2014年11月全国放送サービス接触動向調査	平成26年10月8日	山本九丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	家計消費状況調査	平成26年10月30日	東原一丁目, 山本五丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	平成26年度食育に関する意識調査	平成26年11月11日	西原三丁目
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者調査	平成27年1月20日	長東三丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	家計消費状況調査	平成27年2月3日	山本新町二丁目, 山本二丁目, 西原八丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 戸祭 浩	広島市土砂災害被災地域におけるライフライン情報ニーズ調査	平成27年2月25日	長東西一丁目・二丁目 山本三丁目・六丁目

(平成26年度の状況)

(沼田出張所)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成26年4月15日	伴南一丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2014年6月全国放送サービス接触動向調査	平成26年5月14日	沼田町大字伴
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	広島市広域商圏調査	平成26年6月18日	伴南一丁目, 伴北七丁目 大塚西七丁目, 沼田町大字阿戸
株式会社 毎日新聞社 取締役社長 朝比奈 豊	世論調査の対象者を無作為抽出するため	平成26年6月12日	大塚西六丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	調査の対象者名簿作成のため調査名「戦後70年に関する意識調査」	平成26年10月14日	伴東八丁目

一般社団法人 情報センター 会長 安藤 昌弘	新 家計消費状 況調査	平成26年 11月5日	大塚西三丁目 大塚西六丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	中 日本人とテ レビ・20 15調査	平成27年 1月28日	伴北七丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	中 生活と意識 についての 国際比較を 目的とした 学術調査	平成27年 1月28日	沼田町大字大塚
株式会社 サーベイ リサーチセン ター 代表取締役 戸祭 浩	広島市土砂 災害被災地 域における ライフライン 情報(生活 情報)ニ ーズ調査	平成27年 2月27日	伴西一丁目～六丁目 伴中央一丁目～六丁目 伴東一丁目～八丁目 伴東町, 伴北町 伴北四丁目～七丁目

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

広島市佐伯区告示第4号

平成27年6月19日

次の広島市国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示します。

広島市佐伯区長 若林 健 祐

- 保険者番号 344085
- 被保険者証の記号・番号 佐伯・5163140
- 被保険者証の交付年月日 平成26年8月1日
- 被保険者証の有効期限 平成27年7月31日
- 無効告示の理由 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため

公 告

公 告

第一種市街地再開発事業の終了の認可

平成27年6月26日

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の20第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 第一種市街地再開発事業の名称
京橋町地区第一種市街地再開発事業
- 第一種市街地再開発事業の施行者
合同会社 広島京橋開発企業体
- 事業施行期間
自 平成23年6月17日

至 平成27年6月30日

- 4 施行地区
広島市南区京橋町6番1
- 5 第一種市街地再開発事業の施行認可の年月日
平成23年6月17日
- 6 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日
平成27年6月26日

公 告

広島農業振興地域整備計画(以下「計画」という。)を変更し、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及び変更等理由書を、次により縦覧に供します。

平成27年6月30日

広島市長 松井 一 實

- 1 計画の変更案及び変更等理由書の縦覧期間
自 平成27年6月30日
至 平成27年7月30日
- 2 計画の変更案及び変更等理由書の縦覧場所
広島市役所経済観光局農林水産部農政課
(広島市中区国泰寺町一丁目6番34号)
広島市安佐南区役所農林建設部農林課
(広島市安佐南区古市一丁目33番14号)
広島市安佐北区役所農林建設部農林課
(広島市安佐北区可部四丁目13番13号)
広島市安芸区役所農林建設部農林課
(広島市安芸区船越南三丁目4番36号)
広島市佐伯区役所農林建設部農林課
(広島市佐伯区海老園二丁目5番28号)
- 3 意見書の提出
法第11条第2項の規定に基づき、広島市の区域内に住所を有する者は、縦覧期間満了の日までに、計画変更案について、市に意見書を提出することができます。
(1) 提出先
計画の変更案及び変更等理由書の縦覧窓口
(2) 記載すべき事項
ア 提出者氏名及び住所
イ 対象となる計画の名称
ウ 意見
(3) その他
法第12条第1項の規定に基づき、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果は、個人が特定できないようにした上で縦覧に供します。
- 4 異議の申出
法第11条第3項の規定に基づき、計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に

対して異議があるときは、平成27年7月30日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第23号

平成27年6月2日

平成27年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,972人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

218,570人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中 区	35,666人
東 区	32,301人
南 区	37,883人
西 区	50,115人
安佐南区	61,217人
安佐北区	40,801人
安 芸 区	21,304人
佐 伯 区	36,903人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

158,094人

広島市選挙管理委員会告示第24号

平成27年6月24日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき提出された公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を同法第192条の規定により、次のとおり公表します。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

- 1 選挙の種類
平成27年4月12日執行 広島市長選挙
- 2 選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
21,139,300円
- 3 報告書の要旨
別紙のとおり。

(別紙)

候補者氏名	荒木 實		所属党派	無所属	期間	3月9日から 4月14日まで
出納責任者氏名	内本 紀久男				第1回分	
収入			支出			
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		125,000	円
藤山 信博	設計士	20,000	家屋費		—	
藤山 あとの	無職	20,000		選挙事務所費	—	
伊藤 圭悟	学生	20,000		集会会場費	—	
東倉 拓真	学生	20,000	通信費		—	
建石 玲佳	学生	20,000	交通費		—	
			印刷費		383,460	
			広告費		65,178	
			文具費		—	
			食糧費		—	
			休泊費		—	
			雑 費		17,820	
その他の寄附	— 件	—				
その他の収入		500,000				
今回計		600,000	今回計		591,458	
前回計		—	前回計		—	
総 計		600,000	総 計		591,458	
	項		目		金 額	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				—	円
	ビラの作成				—	円
	計				—	円

報告書受理年月日

平成27年4月27日

第1回報告分

(別紙)

候補者氏名	河辺 尊文		所属党派	無所属	期間	3月24日から 4月17日まで
出納責任者氏名	亀井 正美				第1回分	
収入			支出			
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		70,000	円
市民のための市政 をつくる会	政治団体	1,040,192	家屋費		140,000	
				選挙事務所費	140,000	
尾野 進	無職	70,000		集会会場費	—	
			通信費		30,000	
			交通費		4,200	
			印刷費		821,700	
			広告費		35,900	
			文具費		—	
			食糧費		—	
			休泊費		—	
			雑 費		8,392	
その他の寄附	— 件	—				
その他の収入		—				
今回計		1,110,192	今回計		1,110,192	
前回計		—	前回計		—	
総 計		1,110,192	総 計		1,110,192	
	項		目		金 額	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				—	円
	ビラの作成				—	円
	計				—	円

報告書受理年月日

平成27年4月23日

第1回報告分

(別紙)

候補者氏名	河辺 尊文	所属党派	無所属	期間	4月18日から 4月27日まで
出納責任者氏名	亀井 正美				第2回分
収入		支出			
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業) 政治団体	人件費		—	円
市民のための市政 をつくる会		家屋費		—	
	(寄附額) 21,000 円	選挙事務所費 集会会場費		—	
		通信費		—	
		交通費		—	
		印刷費		—	
		広告費		—	
		文具費		—	
		食糧費		—	
		休泊費		—	
		雑費		21,000	
その他の寄附	— 件				
その他の収入					
今回計	21,000	今回計		21,000	
前回計	1,110,192	前回計		1,110,192	
総計	1,131,192	総計		1,131,192	
		項	目	金額	
支出のうち公費負担相当額		ポスターの作成		—	円
		ビラの作成		—	
		計		—	円

報告書受理年月日

平成27年4月27日

第2回報告分

(別紙)

候補者氏名	小谷野 薫	所属党派	無所属	期間	3月29日から 4月13日まで
出納責任者氏名	蟬本 時江				第1回分
収入		支出			
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業) 政治団体	人件費		410,000	円
こやのかおるサポ ーターズクラブ		家屋費		239,200	
	(寄附額) 15,000,000 円	選挙事務所費 集会会場費		239,200	
		通信費		4,006	
		交通費		63,950	
		印刷費		1,668,748	
		広告費		—	
		文具費		1,796	
		食糧費		22,565	
		休泊費		—	
		雑費		756	
その他の寄附	— 件				
その他の収入					
今回計	15,000,000	今回計		2,411,021	
前回計	—	前回計		—	
総計	15,000,000	総計		2,411,021	
		項	目	金額	
支出のうち公費負担相当額		ポスターの作成		1,199,748	円
		ビラの作成		469,000	円
		計		1,668,748	円

報告書受理年月日

平成27年4月27日

第1回報告分

(別紙)

候補者氏名	小谷野 薫		所属党派	無所属	期間	4月14日から 5月21日まで
出納責任者氏名	蟬本 時江					第2回分
収入	主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)	支出		
			— 円	人件費	840,000	円
				家屋費	—	
				選挙事務所費	—	
				集合会場費	—	
				通信費	8,881	
				交通費	—	
				印刷費	500,000	
				広告費	1,853,415	
				文具費	—	
				食糧費	—	
				休泊費	—	
				雑費	1,620	
その他の寄附	— 件		—			
その他の収入			—			
今回計			—	今回計	3,203,916	
前回計			15,000,000	前回計	2,411,021	
総計			15,000,000	総計	5,614,937	
			項	目	金額	
支出のうち公費負担相当額			ポスターの作成		1,199,748	円
			ビラの作成		469,000	円
			計		1,668,748	円

報告書受理年月日

平成27年6月9日

第2回報告分

(別紙)

候補者氏名	橋本 征俊		所属党派	無所属	期間	3月8日から 4月22日まで
出納責任者氏名	九次米 康史					第1回分
収入	主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)	支出		
	サステナブルグロー	政治団体	1,171,078 円	人件費	160,000	円
	佐伯 昌史	会社員	60,000	家屋費	50,000	
	正垣 紅	自営業	10,000	選挙事務所費	50,000	
	久次米 美和	会社員	10,000	集合会場費	—	
	花本 淳	会社員	10,000	通信費	—	
	橋本 朋弥	無職	10,000	交通費	14,443	
	岡本 玲	無職	10,000	印刷費	470,340	
	濱田 悦路	会社員	10,000	広告費	73,952	
	鈴木 翔太	無職	10,000	文具費	—	
	一ノ瀬 厚	無職	10,000	食糧費	—	
	大久保 淳	アルバイト	10,000	休泊費	—	
	大新 菊子	会社員	10,000	雑費	3,376	
	酒迎 亮	アルバイト	10,000			
	米今 慎二	無職	10,000			
	山田 徹	無職	10,000			
	山本 啓太	自営業	10,000			
	大下 春香	会社員	10,000			
その他の寄附	— 件		—			
その他の収入			—			
今回計			1,381,078	今回計	772,111	
前回計			—	前回計	—	
総計			1,381,078	総計	772,111	